

新型コロナウイルス感染症関連 出席停止に関する対応まとめ

出席停止の要件	新型コロナウイルス感染症と診断された	保健所等から濃厚接触者であると連絡があった	同居の家族等が濃厚接触者の連絡を受ける	発熱や風邪症状がある
出席停止期間	<p>治癒するまで（医師又は保健所の指示により、入院やホテル・自宅待機が終了するまで）。</p>	<p>（PCR検査が陰性の場合も含め） 保健所から濃厚接触者であると連絡があった日から、自宅待機期間が終了するまで。</p>	<p>同居する家族等が濃厚接触者であると連絡があった日から、陰性であると判明した日まで。</p>	<p>次の①および②の両方を満たすことを条件とします。 ①発症日を0日とカウントし、発症後に少なくとも8日が経過するまで。 ②解熱剤等を服用していない状態で、全ての症状が消失して少なくとも3日が経過するまで。 ※解熱日・症状消失日を0日とカウント 病院受診は必須ではありませんが、受診した場合は「病名」と「いつから登校して良いか」を確認してください。登校開始日は医師の指示優先です。医師の指示に従って登校してください。医師から登校日の指示をもらえなかった場合は、上記①②の出席停止期間を守ってください。</p>
出席停止期間中の健康観察について	<p>保健所の指示に従い療養を行ってください。</p>	<p>保健所の指示に従い自宅待機を行ってください。</p>	<p>毎日、検温を行い、体調観察をしてください。</p>	<p>保健管理センターのHPから「健康観察用紙」をダウンロードして体調の記録を取ってください。</p>
健康観察中の注意点	<p>保健所の指示に従ってください。</p>	<p>保健所の指示に従ってください ※PCR検査の結果が分かり次第、保健管理センターまで連絡ください。</p>	<p>同居する家族等の濃厚接触者がPCR検査の結果、陽性となった場合には、保健所の指示に従ってください。本人が保健所から「濃厚接触者」と判断されて場合には、保健管理センター連絡フォームにて速やかに連絡してください。</p>	<p>かかりつけ医や地域の身近な医療機関に電話で相談し、その指示に従ってください。相談する先がわからなかったり、夜間や休日には新型コロナ受診相談センターに相談してください。 ※PCR検査を行い「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、必ず保健管理センターに電話連絡してください。</p>
登校時に必要な届出用紙	<p>新型コロナウイルス感染症または濃厚接触者判定による出席停止届</p>		<p>同居する家族等が濃厚接触者となった場合の出席停止届</p>	<p>発熱や風邪症状による出席停止届</p>
上記届出用紙の提出先・提出方法	<p>出席停止期間が終了後、保健管理センターまたは各キャンパス保健室、保健センターにメールで提出</p>			

※上記は2021年4月15日時点の取り扱いです。今後、所管官庁等が新たな指針等を示した場合には、その内容を踏まえて変更する場合があります。